





2019年4月18日
全国港湾 18 発第 103 号
港運同盟発 19-第 26 号

株式会社 上組 殿

全国港湾労働組合連合会
中央執行委員長 系谷 欽一郎



全日本港湾運輸労働組合同盟
会長 新屋 義信



19 春闘スト破り行為(4月15日)に対する抗議

全国港湾労働組合連合会(全国港湾)及び、全日本港湾運輸労働組合同盟(港運同盟)が、19春闘要求に対する日本港運協会の回答を不服として、4月14日(日)始業時から16日(火)始業時までの48時間ストライキを敢行する中で、4月15日(月)に貴社の運営する神戸港のP C18番コンテナターミナルにおいてスト破り行為が行なわれている事を現認した。

このことは、これまでの長い歴史のなかで培ってきた産別労使の信頼関係を破壊する暴挙であり、かかる不当な行為は憲法と労働諸法令に違反するもので、コンプライアンス上の重大な問題であり、ここに断固として抗議するものである。

スト破り行為を行った貴社は、日本港運協会の会長職を担っている事業者である。日本港運協会は、19春闘交渉のなかで再三にわたり、「労使の信頼関係は重要」、「話し合いで解決する」、「団交潰しではない」と発言してきたが、貴社のスト破りという暴挙は、この発言を自ら否定するもので、労使の信頼関係を根底から切り崩すものと断じざるを得ない。

したがって、(株)上組としての謝罪と、二度とこのような行為を繰り返さないことを誓約するよう強く要求する。

以上